

高齢・障害・求職者雇用支援機構の組織・業務全般の見直し当初案について

事務・事業の見直し

1. 高齢者等に関する雇用支援業務について

労働政策審議会建議「今後の高齢者雇用対策について(平成24年1月6日)」、「高齢社会対策大綱(平成24年9月7日閣議決定)」を踏まえ、生涯現役社会の実現に向けた環境の整備に対応するため、業務の充実・強化を図る。

《見直し当初案》

○ 年齢にかかわらず働く企業の普及促進に向けた支援の強化

⇒ 年齢にかかわらず働く企業の実現に重点を置き、これをサポートするための企業診断システム等実践的支援ツールの開発、高齢者雇用アドバイザーの相談スキル向上のための研修内容の再構築、人事労務管理や雇用環境整備に関する給付金の活用を組み合わせ、高齢者の多様なニーズに対応しつつ、その能力を最大限発揮できるよう、効果的な相談・援助を充実させる。

○ 生涯現役社会の実現に向けた気運の醸成

⇒ 生涯現役でいることについての意義・重要性や諸施策などを広く国民に周知・広報し、生涯現役社会の実現に向けた国民的な気運を醸成するための国民運動を推進する一環として、シンポジウムの開催、好事例の選定・表彰等を行い、経済団体等とのネットワークにより効果的な周知・啓発を図る。

2. 障害者に係る雇用支援業務について

精神障害者、発達障害者等の就労支援ニーズや平成25年4月からの法定雇用率の引上げ等に的確に対応するとともに、今後厚生労働省において検討する、障害者雇用促進制度における障害者の範囲等や労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方の検討結果などを踏まえ、業務の充実・強化を図る。

《見直し当初案》

- **地域障害者職業センターにおける発達障害者に対する体系的支援プログラムの全国実施**
 - ⇒ 障害者職業総合センターが開発した「ワークシステム・サポートプログラム」に加え、「求職活動支援」と「関係機関との発達障害者就労支援ネットワークの構築」に係るノウハウを有機的に組み合わせた「発達障害者に対する体系的支援プログラム」を全国実施することにより、発達障害者に対する支援の充実・強化を図る。

- **障害者職業能力開発校における訓練ノウハウの開発・普及の取組の強化**
 - ⇒ 職業能力開発校(障害者校及び一般校。以下、同じ)における職業訓練上特別な支援を要する障害者(特別支援障害者)向け訓練コース設置の検討を促すための訓練場面の見学や指導体験機会の提供等により構成するプログラムの実施及び特別支援障害者向け訓練コースを新たに設置等する職業能力開発校の職業訓練指導員を対象としたOJT方式による指導技法等の直接的な提供と当該校への訪問等による助言の実施により、職業能力開発校での特別支援障害者受入の促進に係る取組みを強化する。

- **障害者雇用納付金制度の適用対象事業主の拡大に向けた対応**
 - ⇒ 平成27年4月から適用対象企業が拡大(200人超企業(約21,000社)→100人超企業(約45,000社))することを踏まえ、地域の経済団体、業界団体等に対する協力要請や新たに対象となる中小企業への個別訪問等による周知・啓発を実施し、中小企業等における障害者雇用の促進を図る。また、徴収業務については、現行の収納率目標(99%以上)の水準を目指すとともに、それに向けた適正な制度運営を行う。

注) 今後厚生労働省において検討する、障害者雇用促進制度における障害者の範囲等や労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方の検討結果などを踏まえ、必要な見直しを行う(※)。

※ 機構の業務に係る具体的措置については、厚生労働省における検討の方向性が決まった段階で定めることとする。

3. 職業能力開発業務について

離職者の早期再就職を図るための職業訓練、ものづくり分野における高度技能者養成のための職業訓練等を実施するとともに、求職者支援制度に基づく訓練の認定や訓練実施機関に対する助言・指導等を実施する。

《見直し当初案》

○ 産業構造の変化や技術革新等に対応した効果的な公共職業訓練の展開

- ⇒ 離職者訓練・在職者訓練については、訓練コースの設定から実施、評価、改善に至るPDCAサイクルによる効果的な訓練の実施と訓練コースの見直しを行う。また、地域ニーズも踏まえ、成長が見込まれる環境・エネルギー分野等新しい分野に関連したものづくり分野の訓練コースの開発に取り組む。
- ⇒ 高度技能者養成訓練については、産業構造の変化や技術革新等に対応した訓練コースの見直しを進め、効果的な人材養成に取り組むとともに、共同研究等を通じた産学連携や大学等関係機関との連携強化を図る等、広く地域社会に開かれた施設運営に取り組む。

○ 指導員養成訓練の見直し等の実施

- ⇒ 職業訓練指導員養成については、職業訓練指導員を養成するハイレベル訓練（仮称）の創設、及び現職の職業訓練指導員を対象としたスキルアップ訓練の段階的な拡充を行うとともに、産業構造の変化や技術革新等に伴う訓練ニーズに対応した訓練カリキュラム・職業訓練技法の開発、普及の強化等に取り組む。
- ⇒ 職業能力開発総合大学校については、相模原校の跡地売却・処分を行う。

○ 求職者支援制度に基づく訓練認定業務等の的確な実施

- ⇒ 求職者支援訓練として認定すべき職業訓練を適切に認定するとともに、訓練実施機関に対し、認定申請の際の相談・助言及び訓練開講後の定期的な調査を実施する。

○ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの向上に向けた対応

- ⇒ 民間教育訓練機関における人材のスキルアップのための取組等を検討し、民間教育訓練機関の教育訓練サービスの向上を支援する。

組織・運営の見直し

引き続き、効率的・効果的な組織・業務運営を図る観点から、管理部門の効率化、施設の集約化、不要資産の国庫納付、調達の見直し等に取り組む。

《見直し当初案》

○ 法人統合に伴う管理部門の効率化等

・ 本部管理部門のスリム化等

- ⇒ 統合時(H23.10)に▲20名のスリム化を実施。更に統合後3年以内に▲19名のスリム化に取り組む。
- ⇒ 旧高障機構及び旧能開機構がこれまで培ってきた経験やノウハウ等を結集し、業務の連携を深めることにより、業務運営面でのシナジー効果を発揮し、組織の活性化を図る。

・ 地方組織の効率化

- ⇒ 地方組織については、管理系システムの統合等と併せ、高齢・障害者雇用支援センターと職業訓練支援センターの管理事務処理体制の一元化を図る。

○ 地方施設の集約化

- ⇒ 各地方施設の利用者ニーズ、利便性、コスト等を総合的に勘案し、可能な限り、高齢・障害者雇用支援センターの職業訓練支援センター(職業能力開発促進センター)への移転等による施設の集約化を進める。

○ 不要資産の国庫返納

- ⇒ 職業能力開発総合大学校(相模原校)の敷地については、平成25年度以降に売却し国庫納付する。
- ⇒ 譲渡等が完了した雇用促進住宅については、速やかに国庫納付する。
- ⇒ 富士見職員宿舎については、隣接する富士見第2職員宿舎の現入居者退去後、速やかに、一体的に売却等の手続きを行い国庫納付する。

○ 公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入による基幹ネットワークシステム保守

・ 運用管理経費の節減

- ⇒ 機構の基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務については、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施する。【契約期間:H29年4月～H34年3月の5年間(予定)】